

## 新たな地域療育システムの構築に向けての予備的検討

## —政令指定都市A市を手がかりに—

○ 田園調布学園大学大学院人間学研究科 氏名 一瀬早百合 (会員番号 5477)

キーワード: 療育・ケアマネジメント・気づきの支援

## 1. 研究目的

2012年の児童福祉法一部改正により地域療育システムに大きな変化が生じている。主な点は児童発達支援事業への民間の参入と障害児相談支援の法制化および「障害児通所受給者証」の取得という3つである。これらによって地域療育システムがどのように変容したかを明らかに、その課題を検証することが本研究の目的である。

## 2. 研究の視点および方法

2014年の厚生労働省報告書「今後の障害児支援の在り方について」では「わが子に障害があるかもしれない」という早期の段階から丁寧に配慮された発達支援および家族を含めたトータルな支援として「気づきの支援」の必要性が述べられている。2012年の新しい地域療育システムのもとでそれらが実現されているかを検討する。その端緒として早期発見・早期療育を担う支援する機関を対象に、児童福祉法改正前後での支援の変化を尋ね、特に「障害児通所受給者証」への保護者の反応や療育サービスに関するケアマネジメントについて着目する。

## (1) 実施方法

無記名式の質問紙調査として2015年の2月から3月の間に追跡機能のついた郵便にて調査を実施した。調査内容は児童福祉法改正による支援の変化、関係機関との連携、適切な支援のあり方という3つの柱で設問を構成した。

## (2) 調査対象者

A市内に設置されている8ヶ所の児童発達支援センターと児童発達支援事業所および障害児相談支援事業所を併設している地域療育センターのソーシャルワーカー、A市内にある26ヶ所の児童発達支援事業を委託されている民間事業所、障害の早期発見から早期療育への橋渡しを担う同市18区福祉保健センターの保健師、「障害児通所受給者証」を交付し支給量を決定する同市18区福祉保健センターケースワーカーを対象とした。

## 3. 倫理的配慮

田園調布学園大学研究倫理委員会において承認をえている(承認番号:15-012(A))。なお日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき調査を実施した。

## 4. 研究結果

アンケートの回収率は、地域療育センター100%(回答者数:8機関中8機関44名)、児童発達支援事業所69%(回答者数:26機関中11機関20名)、区福祉保健センター保健師61%(回答者数:18機関中11機関31名)、区福祉保健センターケースワーカー78%(回

答者数：18機関中14機関51名)で、回収率は平均77%であった。本発表では2012年の法改正により新たな社会資源として登場した児童発達支援事業所へのルート、総合的なケアマネジメントの実施の2点を中心に述べる。

#### (1) 児童発達支援事業へのルート

児童発達支援事業所に紹介経路について質問したが、「親同士の口コミ」、「インターネットで調べて」「障害児地域訓練会」といった支援機関からの情報でなく、親自らが入手し児童発達支援事業所へたどり着くケースが41%に上る。

#### (2) ケアマネジメントに対する認識

質問紙調査設問に「現在、対象ケースに必要な療育サービスの決定がされている」、「現在、対象ケースに必要なケアマネジメントができている」を5段階での選択回答および理由の自由記述回答を求めた。障害児相談支援事業所である地域療育センターおよび支給量の決定をする行政機関である福祉保健センターケースワーカーの双方ともケアマネジメントができているという認識は総じて低い。「全くできていない」、「できていない」、「どちらともいえない」と回答したのは82%に上る。また、必要な療育サービスが決定されているかの設問に対しても「全くできていない」、「できていない」、「どちらともいえない」と回答したのは療育センターでは64%、福祉保健センターケースワーカーでは78%という結果であり、相談支援が支援者からみて量・質とも不十分な現状が浮かび上がった。

その回答理由を類型化すると、①家族の希望が優先される②申請した者勝ちで公平なサービス量とはいえない(上限がないので青天井の状況である)③事業者と保護者の間で利用の調整がすでになされている(事業者が受け入れ可能な日数で決定している)、④子どもにとって適切な量とはいえない状況もあり、過度な利用で子どもに影響がないとはいえない、⑤親の想いで決定され、児にとってこの量が必要なのか判断材料がない、⑥障害児相談支援は、療育サービスの量に関わらず行われるべきであるが、サービスありきの前提で行われている。生活の組み立ての相談にはなっていない、ケアマネジメントをして療育サービスを利用しているとはいいがたい状況の6点に整理できた。

## 5. 考察

子どもの障害に気づき葛藤や悩みながらも親が子どもと向き合い、子どもにとって必要な療育サービスの種類や量について支援をうけながら選択するというプロセスが抜け落ちている可能性がある。その支援は障害児相談支援事業所が担うことに児童福祉法では位置づけられているが、41%の親が児童発達支援事業所へ親同士の口コミやインターネットの情報で訪れる。障害に対する認識や親の葛藤にふれられないまま、児童発達支援事業所の受け入れ可能な回数で「障害児通所受給者証」の上限回数いっぱいまで利用量が決められるという現実があることも明らかとなった。今後の課題としては、障害児相談支援が機能しない理由を検討すると共に、現在の制度設計が障害の子どもおよびその家族のwell-beingを達成するようなケアマネジメントが可能な仕組みであるかを検証する必要がある。